

エ・0・0（有効・保存期間：令和10年12月末）

一般(人少、刑企、捜一)第180号
令和5年8月10日

各 所 属 長 殿

山 形 県 警 察 本 部 長

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置については、「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について」（平成29年8月16日付け一般（生企、地、刑企、捜一）第349号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところ、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が公布され、刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪が改正されたことから、子供対象・暴力的性犯罪を見直し、下記のとおり実施することとしたので、適切な措置を講じられたい。

なお、本通達の実施に伴い旧通達は、令和5年8月9日限り、無効とする。

記

第1 目的

この通達は、子供対象・暴力的性犯罪が、子供の心身に深刻な影響を与え、保護者や地域住民に大きな不安感を与えるものであるとともに、子供対象・暴力的性犯罪の前歴を有する者は再び子供対象・暴力的性犯罪を引き起こす危険性が高いことに鑑み、法務省から子供対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者について出所情報の提供を受け、これらの者が、出所後に再び子供対象・暴力的性犯罪を犯すことを防止し、又は子供対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合における迅速な対応を図るために必要な措置（以下「再犯防止措置」という。）について定めることを目的とする。

第2 子供対象・暴力的性犯罪

この通達において、子供対象・暴力的性犯罪とは、別表に掲げる罪であって、被害者が16歳未満の者であるものをいう。

第3 再犯防止措置対象者

この通達において、再犯防止措置対象者とは、子供対象・暴力的性犯罪により懲役又は禁錮の刑を執行された者のうち、第5に定める再犯防止措置を組織的かつ継続的に講ずる必要があるものとして警察庁が登録する者をいい、法務省から情報の提供を受けた警察庁から、出所後の帰住予定先等を管轄する警察本部長に対し、その旨が通知される。

第4 再犯防止措置の実施体制

1 再犯防止措置実施警察署長

- (1) 警察庁からの通知を受け、警察本部長が、再犯防止措置対象者の出所後の帰住予定先を管轄する警察署を再犯防止措置実施警察署に指定する。
- (2) 指定を受けた再犯防止措置実施警察署の署長（以下「再犯防止措置実施警察署長」という。）は、再犯防止措置対象者に関する情報の把握等のため所要の体制を確立するとともに、再犯防止措置を実施する上で関係を有する警察署長と連携し、再犯防止措置の実施に当たる。

2 本部再犯防止措置担当課長

本部再犯防止措置担当課の長（以下、「本部再犯防止措置担当課長」という。）は、人身安全少年課長とし、再犯防止措置対象者に関する情報を把握するほか、再犯防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、再犯防止措置の実施について、再犯防止措置実施警察署長を指導する。

3 再犯防止措置実施担当官

(1) 再犯防止措置実施警察署長は、原則として、生活安全課長又は刑事生活安全課長を再犯防止措置実施担当官に指定する。

(2) 再犯防止措置実施担当官は、再犯防止措置実施警察署長の指揮を受け、再犯防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たる。

4 再犯防止措置実施補助者

再犯防止措置実施警察署長は、再犯防止措置実施担当官のほかに再犯防止措置の実施に当たる者（以下「再犯防止措置実施補助者」という。）を原則として警察署の生活安全課員又は刑事生活安全課員の中から指定することができる。この場合において、再犯防止措置実施補助者は、再犯防止措置実施担当官の指揮を受け、再犯防止措置の実施に当たる。

第5 再犯防止措置の実施

1 所在の確認及び面談

(1) 出所後の所在確認

再犯防止措置実施警察署長は、出所予定日が到来した場合（仮釈放者については、仮釈放期間が終了した場合又は保護観察付一部執行猶予者については、当該猶予期間が終了した場合）、速やかに、当該再犯防止措置対象者が帰住予定先（仮釈放者については、仮釈放期間終了時の住居、保護観察付一部執行猶予者については、当該猶予期間終了時の住居）に居住しているかどうかを確認すること。

(2) 継続的な所在確認

再犯防止措置実施警察署長は、出所後の所在を確認した再犯防止措置対象者が継続して当該住居に居住しているかどうかについて、定期的に確認すること。

(3) 面談の実施

再犯防止措置実施担当官又は再犯防止措置実施補助者は、所在確認を行う際、必要に応じて、当該再犯防止措置対象者の同意を得た上で、同人と面談を行うこと。

2 再犯防止措置対象者に係る情報の活用

本部再犯防止措置担当課長は、子供に対するつきまとい、声かけその他犯罪の前兆とみられる事案（以下「前兆事案」という。）についての情報の幅広い収集に努め、再犯防止措置対象者に係る情報を活用して、子供に対する犯罪の発生の未然防止に努めるとともに、子供対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合においては、再犯防止措置担当課と捜査担当課との情報の共有等の緊密な連携に配意し、迅速な対応を図ること。

3 再犯防止措置対象者が保護観察に付されている場合における措置

再犯防止措置対象者が仮釈放又は保護観察付一部執行猶予の状態にある場合、本部再犯防止措置担当課長は、当該再犯防止措置対象者の保護観察をつかさどる保護観察所との緊密な連絡に努めること。

4 再犯防止措置対象者が転居した場合等に係る措置

(1) 再犯防止措置対象者が転居した場合における措置

再犯防止措置実施警察署長は、再犯防止措置対象者が転居した場合において、転居先が判明しているときは、本部再犯防止措置担当課長を経由して、警察本部長に転居先を報告すること。

(2) 再犯防止措置対象者の所在が不明となった場合の措置

再犯防止措置実施警察署長は、再犯防止措置対象者がそれぞれの帰住予定先又は住居に居住していないことが確認された場合（居住しているか否かが不明である場合を含む。）、本部再犯防止措置担当課長を経由して、警察本部長にその旨を報告すること。

第6 登録の継続

再犯防止措置対象者が出所後、性的犯罪により検挙されずに一定期間経過したとき、当該再犯防止措置対象者の登録が解除されるが、再犯防止措置実施警察署長は、登録を継続する必要があると判断した場合、本部再犯防止措置担当課長を経由して、警察本部長に登録の継続を要請すること。

第7 再犯防止措置実施上の留意事項

1 再犯防止措置対象者の更生への配慮

再犯防止措置の実施に当たる者は、再犯防止に向けた措置が、再犯防止措置対象者の更生、社会復帰等にとって妨げとならないよう、厳に配慮しなければならない。

特に、再犯防止措置対象者が出所者であることについては、その事情を知らない再犯防止措置対象者の家族、親族、近隣住民、勤務先その他関係者に知られることのないよう、必要がない限りこれらの者への接触を避けるなどの配慮に努めなければならない。

2 関連情報の秘密の厳守

関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守すること。

第8 都道府県警察間の連携等

再犯防止措置を実施する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属するときは、再犯防止措置実施警察署長は、本部再犯防止措置担当課長を経由して、当該他の都道府県警察の本部再犯防止措置担当課長を通じ当該関係を有する警察署の署長に協力を依頼すること。

第9 子供対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯した者に係る措置の特例

警察署長は、子供対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯し、懲役又は禁錮の刑を執行された者であって、当該犯罪の動機、手口その他の状況からみて、再犯防止措置対象者と同様の措置を講ずる必要性が高いと認めるものについては、第3にかかわらず、再犯防止措置対象者としての登録の必要があるものとして、本部再犯防止措置担当課長を経由して、警察本部長に報告すること。